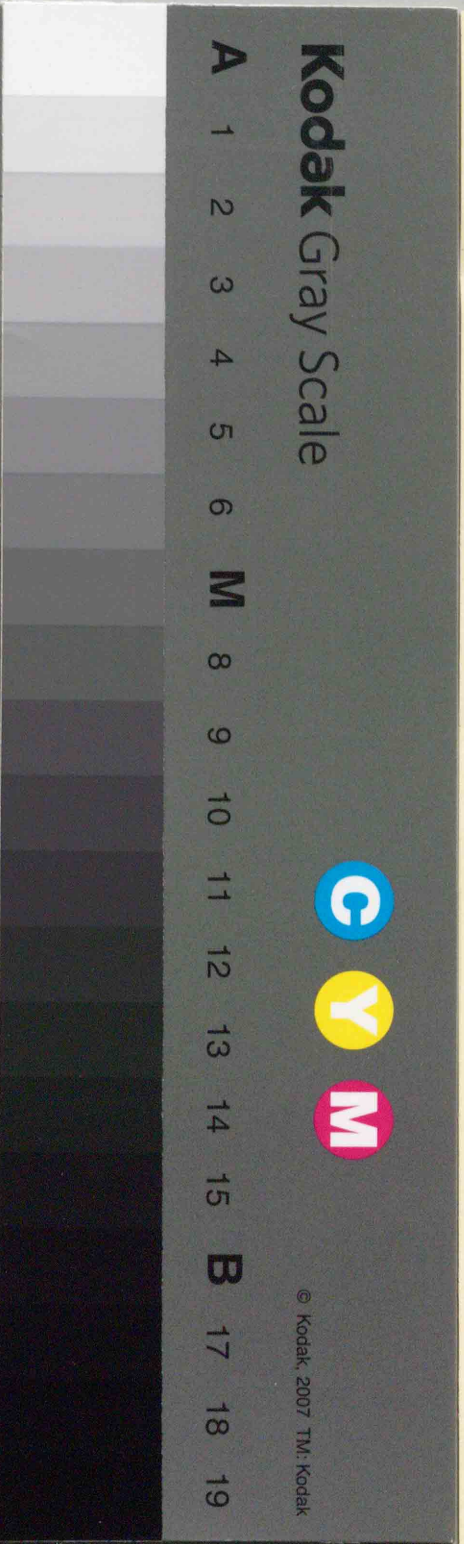
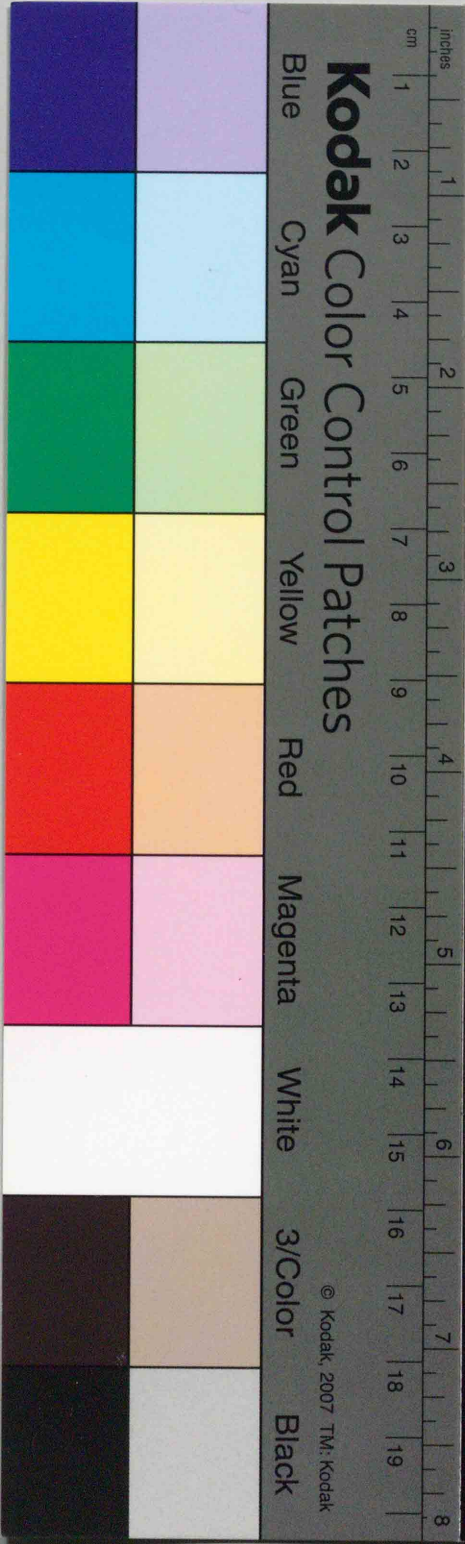


中學修身書

卷三

375.9  
Os 8  
資料室



40607

教科書文庫

4
110
41-1938
20000 14782

200030  
2715



© Kodak, 2007 TM: Kodak





資料室

375.9

058

日四十二月三年三十和昭  
濟定檢省部文  
書科教科身修用校學中

大島直治著

中學修身書

育英書院發行

大島直治著  
中學修身書  
育英書院發行



廣島大學圖書印

廣島大學  
教  
14782  
圖書

神 勅

豊葦原ノ千五百秋ノ瑞穂ノ國ハ  
是レ吾ガ子孫ノ王タルベキ地ナ  
リ宜シク爾皇孫就キテ治セ行矣  
寶祚ノ隆エマサムコト當ニ天壤  
ト窮リナカルベシ・



五箇條ノ御誓文(明治元年三月十四日)

二

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一 官武一途庶民ニ至ル迄各其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメン事ヲ要ス

- 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

我國未曾有ノ變革ヲ爲ントシ 朕躬ヲ以テ衆ニ先ンシ天地神明ニ誓ヒ大ニ斯國是ヲ定メ萬民保全ノ道ヲ立ントス衆亦此旨趣ニ基キ協心努力セヨ

勅諭

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にそある昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率る中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬つから軍隊を率る給ふ御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれと大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかは兵制は整ひたれとも打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸文弱に流れければ兵農おのつから二に分れ古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士とも棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百

三



年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り換りて斯なれるは人力もて挽回すへきにあらずとはいひなから且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間しき次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事とも起りて其侮をも受けぬへき勢に迫りければ朕か皇祖仁孝天皇皇考孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ忝くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉還し年を経すして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を輔翼せる功績なり歴世祖宗の專蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへとも併我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるか故にこそあれされは此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此十五年か程に陸海軍の制をは今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕か統ふる所なれば其司々をこそ臣下には委すなれ其大綱は朕親之を攬り肯て臣下に委ぬへきも

のにあらず子々孫々に至るまで篤く斯旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再中世以降の如き失體なからんことを望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるそされは朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰きてそ其親は特に深かるへき朕か國家を保護して上天の恵に應し祖宗の恩に報いまらする事を得るも得ざるも汝等軍人か其職を盡すと盡さゝるとに由るそかし我國の稜威振はさることあらは汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さは朕汝等と其譽を偕にすへし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さは我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界の光華ともなりぬへし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すへき事こそあれいてや之を左に述べむ

一軍人は忠節を盡すを本分とすへし凡生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるへき況して軍人たらん者は此心の



固からては物の用に立ち得へしとも思はれず軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひとしかるへし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて烏合の衆に同かるへし抑國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に拘はらず只一途に己か本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも輕しと覺悟せよ其操を破りて不覺を取り汚名を受くるなかれ

一軍人は禮儀を正くすへし凡軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任の者は舊任のものに服従すへきものそ下級のものには上官の命を承ること實は直に朕か命を承る義なりと心得よ己か隸屬する所にあらずとも上級の者は勿論停年の己より舊きものに對しては總へて敬禮を盡すへし又上

級の者は下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるへからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれとも其外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若軍人たるものにして禮儀を紊り上を敬はず下を惠ますして一致の和諧を失ひたらんには實に軍隊の蠹毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるへし

一軍人は武勇を尙ふへし夫武勇は我國にては古よりいと貴へる所なれば我國の臣民たらんもの武勇なくては叶ふまし況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるへきかさばあれ武勇には大勇あり小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞なとせんは武勇とは謂ひ難し軍人たるものは常に能く義理を辨へ能く膽力を練り思慮を殫して事を謀るへし小敵たりとも侮らず大敵たりとも懼れず己か武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされは武勇を尙ふものは常々



人に接るには温和を第一とし諸人の愛敬を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらは果は世人も忌嫌ひて豺狼なとの如く思ひなむ心すへきことにこそ

一軍人は信義を重んずへし凡信義を守ること常の道にはあれとわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんと難かるへし信とは己か言を踐行ひ義とは己か分を盡すをいふなりされは信義を盡さむと思は、始より其事の成し得へきか得へからざるかを審に思考すへし臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり悔ゆとも其詮なし始に能く事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所詮踐むへからすと知り其義はとても守るへからすと悟りなは速に止るこそよけれ古より或は小節の信義を立てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踏迷ひて私情の信義を守りあたら英雄豪傑ともか禍に

遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せること其例尠からぬものを深く警めてやはあるへき

一軍人は質素を旨とすへし凡質素を旨とせされは文弱に流れ輕薄に趨り驕奢華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇も其甲斐なく世人に爪はしきせらるゝ迄に至りぬへし其身生涯の不幸なりといふも中々愚なり此風一たひ軍人の間に起りては彼の傳染病の如く蔓延し士風も兵氣も頓に衰へぬへきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免黜條例を施行し略此事を誠め置きつれと猶も其惡習の出んことを憂ひて心安からぬは故に又之を訓ふるそかし汝等軍人ゆめ此訓誠を等閑にな思ひそ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫も忽にすへからすさて之を行はんには一の誠心こそ大切なれ抑此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ條の精神なり心誠ならされは如何なる嘉言も



一〇  
善行も皆うはへの裝飾にて何の用にかは立つへき心たに誠あれ  
は何事も成るものそかし忌してや此五ヶ條は天地の公道人倫の  
常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕か訓に遵ひて此道を  
守り行ひ國に報ゆるの務を盡さは日本國の蒼生舉りて之を悦ひ  
なん朕一人の憚のみならんや

明治十五年一月四日

御名

憲法發布勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗  
ニ承クルノ大權ニ依リ現在及將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大  
典ヲ宣布ス  
惟フニ我カ祖我カ宗ハ我カ臣民祖先ノ協力輔翼ニ倚リ我カ帝  
國ヲ肇造シ以テ無窮ニ垂レタリ此レ我カ神聖ナル祖宗ノ威德  
ト竝ニ臣民ノ忠實勇武ニシテ國ヲ愛シ公ニ殉ヒ以テ此ノ光輝  
アル國史ノ成跡ヲ貽シタルナリ朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良  
ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎  
順シ相與ニ和衷協同シ益我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗  
ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同クシ此ノ負擔ヲ分  
ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ



憲法上諭

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ卽チ朕カ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメムコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履踐シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及臣民及臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム

國家統治ノ大權ハ朕カ之ヲ祖宗ニ承ケテ之ヲ子孫ニ傳フル所ナリ朕及朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ愆ラサルヘシ

朕ハ我カ臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重シ及之ヲ保護シ此ノ

憲法及法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ安全ナラシムヘキコトヲ宣言ス

帝國議會ハ明治二十三年ヲ以テ之ヲ召集シ議會開會ノ時ヲ以テ此ノ憲法ヲシテ有効ナラシムルノ期トスヘシ

將來若此ノ憲法ノ或ル條章ヲ改定スルノ必要ナル時宜ヲ見ルニ至ラハ朕及朕カ繼續ノ子孫ハ發議ノ權ヲ執リ之ヲ議會ニ付シ議會ハ此ノ憲法ニ定メタル要件ニ依リ之ヲ議決スルノ外朕カ子孫及臣民ハ敢テ之カ紛更ヲ試ミルコトヲ得サルヘシ

朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及將來ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ

明治二十二年二月十一日

御名 御璽



勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深  
 厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美  
 ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存  
 ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レ  
 ヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器  
 ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ  
 一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ  
 是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ  
 遺風ヲ顯彰スルニ足ラン  
 斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守ス  
 ヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣  
 民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其德ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名御璽

詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ  
 其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ  
 永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明  
 ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺  
 ク庶政益更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ  
 治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自  
 彊息マサルヘシ  
 抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳ト  
 シテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本  
 近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ  
 倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚セムコトヲ庶幾  
 フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

御名御璽

明治四十一年十月十三日



詔書

一六

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交至レリ輓近學術益開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル況ヤ今次ノ災禍甚々大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヲヤ是レ實ニ上下協戮振作更張ノ

時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其實效ヲ擧クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ智德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入リテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協翼ニ賴リテ彌國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ

御名 御璽

攝政名

大正十二年十一月十日

一七



勅語

(昭和元年十二月二十八日)

朕皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先徳ヲ聿修シ祖宗ノ遺緒ヲ墜ス無カラシコトヲ庶幾フ  
惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頒チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ廼チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ聖體ノ不豫ナル朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサランコトヲ之レ懼ル  
輓近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレハ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ

舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ニ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ  
今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ムニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徴シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ循ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ  
夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乘シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕力軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ丕承ナル皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕力意ヲ體シ皇祖考暨ヒ皇考ニ效セン所ヲ以テ朕力躬ヲ匡弼シ朕力事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶翼



詔書

二〇

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ皇考之ヲ憚ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラズ前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ  
今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脫スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ

然リト雖國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ今ヤ聯盟ト手ヲ分チ帝國ノ所信ニ是レ從フト雖固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス愈信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スル

ハ夙夜朕カ念トスル所ナリ

方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ嚮フ所正ヲ履ミ行フ所中ヲ執リ協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ

御名 御璽

昭和八年三月二十七日



勅語

(昭和十二年九月四日)

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク  
 帝國ト中華民國トノ提攜協力ニ依リ東亞ノ安定ヲ確保シ以テ共  
 榮ノ實ヲ舉クルハ是レ朕カ夙夜軫念措カサル所ナリ中華民國深  
 ク帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構ヘ遂ニ今次ノ事變ヲ見ルニ至  
 ル朕之ヲ憾トス今ヤ朕カ軍人ハ百艱ヲ排シテ其ノ忠勇ヲ致シツ  
 ツアリ是レニ中華民國ノ反省ヲ促シ速ニ東亞ノ平和ヲ確立セ  
 ムトスルニ外ナラス  
 朕ハ帝國臣民カ今日ノ時局ニ鑑ミ忠誠公ニ奉シ和協心ヲ一ニシ  
 贊襄以テ所期ノ目的ヲ達成セムコトヲ望ム  
 朕ハ國務大臣ニ命シテ特ニ時局ニ關シ緊急ナル追加豫算案及法  
 律案ヲ帝國議會ニ提出セシム卿等克ク朕カ意ヲ體シ和衷協贊ノ  
 任ヲ竭サムコトヲ努メヨ

中學修身書 卷三

第一課	我等の將來と我が國民の將來	一
第二課	人格と人格の發展	一八
第三課	自己と社會	一四
第四課	職業	二〇
第五課	財產	二六
第六課	勤勞	三四
第七課	獨立自治の精神	四〇
第八課	和衷協同の精神	四七
第九課	服従と自由と道德(上)	五五



第十課 服従と自由と道德(下) ..... 六

第十一課 信義と眞實(上) ..... 六

第十二課 信義と眞實(下) ..... 七

第十三課 報恩と社會奉仕 ..... 八

第十四課 公共心と公德 ..... 八

第十五課 至誠と慎獨と敬虔 ..... 九

第十六課 祖先崇敬 ..... 一〇

第十七課 世界平和と愛國心 ..... 一〇

中學修身書

卷三



大島直治著

第一課 我等の將來と我が國民の將來

三年生

我等はもう三年生となつた。新しき世界の曙光ホウカウを仰いで輝かしい希望に胸を躍らせつゝ喜び勇んでこの學校に這入つたのは、つい昨日か一昨日のやうに思はれるのに、いっしか二年の歳月が流れてゐる。進級の始めに當つて我等は過去を顧みて靜かに反省し、我等の將來に就いて深く思ひをこらして決心と覺悟とを新にせねばならぬ。



青年

我等はもう青年となつた。青年を人生の春とすれば我等の時代はまさしく春の始である。春は萬物が温い息吹につままれ、生々の氣が天地の間に漲る時である。物みな新しく清々しく、朗かに澄みわたつた青空の下に豊かな陽光を浴びて草も木も勇ましく芽を吹き、野にも山にも空にも生命が躍動して若々しさに溢れてゐるのが春の姿である。そして、これがやがて我等青年の姿ではないか。

若さと若さの自覺

凡そ若いとは將來に富むことである。將來に富むとは成長發展の可能を含むことであり、従つて活動の力が充實し、元氣の横溢することを意味する。しかし、すべての若い生命の中で自らその若さを自覺し、若さの意義を知り、將來

自分の生命を育てるのは自分の神聖なる本務

を展望し理想の光を仰いで、自ら努力し向上し得るものは生を人間に享けた我等青年のみである。

良寛和尚は縁の下から出た筍のためにわざと床を破つたとさへいはれてゐる。まして自分の若い生命を大事に育てて、その貴い天分を發揮させるのは、人と生まれ、人としての自覺と能力とを賦與された我等青年の神聖なる本務である。自分の不心得によつて我れと我が人格の若芽を踏み蹂り、その成長發展を妨ぐるのは眞に恐るべきことではないか。事毎に父母や先生を煩すのは幼少の間のこと、既に青年の域に達した我等は自己の本務本分の貴さを自覺し、自ら發憤して力強く向上の途を進まねばならぬ。



國家と青年の  
任務

我等の國家は我等が各自の天分・性能に應じて或は學術に或は實業にその他各般の職業業務に従事してそれらに希望と理想を實現することを求めて已まない。人生の凡ての方面に亘つて新なる價値を創造し、新なる文化を發展させて、國家の進運に貢獻し、祖先の期待に應へるのは男子本來の面目であり、我等の將來の貴い任務である。

國民的個性と  
國民の使命

各個人に於けると同様に各國民にもそれらの個性がある。萬國無比の國體と世界無類の歴史とを有する我等日本國民が獨特の國民的個性を備へてゐることは當然である。そして我が國が今や世界の一等國に位し、進展窮まりなき國際場裡に於て重要なる役割を演じつゝあること

國際聯盟離脱  
と支那事變

は天下周知の事實である。故に、我等はまた世界に於ける我が國の地位と使命とを自覺し、特に日本國民として、廣く人類の福祉に貢獻するところがなければならぬ。こゝに於て我等は我が國の時局と世界の現狀に眼を注ぐを要する。回顧すれば昭和八年三月我が國が國際聯盟を離脱するに際し、畏くも今上陛下は詔書を下し賜はり、今次滿洲國ノ新興ニ當リ帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリと仰せられ、更に「方今列國ハ



支那事變と國  
民の將來と青  
年の將來

稀有ノ世變ニ際會シ帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス是レ正ニ  
舉國振張ノ秋ナリ」と宣はせられた。然るに爾後數年を出  
でざる昭和十二年九月第七十三回帝國議會開院式に當つ  
て、我等は「帝國ト中華民國トノ提攜協力ニ依リ東亞ノ安定  
ヲ確保シ以テ共榮ノ實ヲ舉クルハ是レ朕カ夙夜軫念措カ  
サル所ナリ中華民國深ク帝國ノ眞意ヲ解セス濫ニ事ヲ構  
へ遂ニ今次ノ事變ヲ見ルニ至ル朕之ヲ憾トス」との勅語を  
拜するに至つた。聖慮宏遠優渥眞に恐懼の極みである。  
今次の支那事變は實に我が國に取つて未曾有の大事變  
である。今や我が敵前の將兵は「百艱ヲ排シテ忠勇ヲ致シ」  
銃後の國民また「和協心ヲ一ニシテ護國の至誠に燃え、皇軍

の威容神の如く東亞の天地を鎮めつゝある。我が日本が  
終極の神聖なる目的を達成することは固り疑ふべくもな  
い。たゞそれには國民の異常なる努力と耐忍とを要する。  
戰に勝つことは僅かに目的達成の第一歩に過ぎない。方  
今列國の情勢は刻々に推移し、世界の文化史はこゝに一大  
時期を劃して、その針路を轉換せんとしてゐる。そして、そ  
の指導的中心勢力をなすものは我が日本である。東亞の  
安定を確保して世界に大義を布き、永遠に人類を正しく導  
くのは我が日本の大任である。日本國民の將來を自己の  
將來とする我等青年はます／＼自己の使命の貴さにめざ  
め、肅然として不退轉の決心と覺悟とを固めねばならぬ。



人格

人は精神と肉體との統一體

### 第二課 人格と人格の發展

人格とは人をして人たらしめる所以の特性であり、資格である。人は禽獸と共に動物であり、禽獸及び草木と共に生物でありながら、特に萬物の靈として人と稱せられるのは何故であるか。人格をもつてゐるからである。

人は肉體を備へてゐると同時に精神をもつてゐる。従つて人は單なる肉體でもなく、また單なる精神でもなく、肉體と精神の統一である。それ故に人を他の自然の物體と同様に、單に一定の空間を占領するに過ぎない肉塊の如くに思ふのは非常なあやまりである。

人の人たる所以

人は草木や禽獸と異なつて、自ら人たることを知り、自己を自覺して、目的を立て、理想を描き、そしてこれを實現せんがために自ら肉體を動かして行動する。それ故に我等の肉體は、單に生理の法則や自然の本能に従ふばかりでなく、生理の法則に従ひ、本能の要求を充たしつゝも、我等の貴い理想、目的の實現のために活動することができる。我等が飲食の欲望を充たしつゝ、節制を守り、また耳目を動かし、或は手足を動かして運動をしたり、或は學問をしたり、その他さまざまの尊い活動をなし、文化を創造し得るのは、これがためである。かやうに自己を自覺し、自ら自己を導き、自己を動かして文化を創り出し、價值を實現してゆくところに、



精神の統一的活動と自覺

人の人たる

人の人たる所以の特性が發揮されるのである。眞に自覺的な活動はすべて統一ある活動である。肉體が精神の指圖に従ひ、精神と協同して尊い活動をなし得んがためには、精神の活動そのものに統一がなければならぬ。精神の活動はいはゆる知情意の三つの作用を含める極めて複雑なものである。しかし、苟も自分の意識の上に現れる以上は、たとひいかに複雑を極めた活動であつても、それはすべて自分の意識活動であるといふ自覺の下に統一されねばならぬ。また、自分が遭遇するところは日々に変化し、従つて自分が意識し、體驗するところも、常に移りゆきて暫らくも止まることはないにしても、自分といふ自覺は少

人格の發展

しも變らない。小學校時代の自分と、今日の自分と、中學を卒業した後の自分との間に、いらくな點に於てよほどの變化があり、相異があるにしても、同じ自分であるといふ自覺を以て貫かれる。昨日は既に過ぎ去り、今日の自分は昨日の自分とは異なるところがあるにしても、昨日した事に對して自分が今日責任をもつのはこれがためである。いかに變つても同じ自分であればこそ、自己の革新も、修養も、始めてその意味をなし、また何人も明日のため、來年のため、目的や計畫を立てて、これを実現するために今日の自分の行爲を統制することができるのである。しかし、人々の人格は決して初めからできあがつたもの



ではない。嬰兒にはまだ自分といふ自覺はない。自覺は心身の發達につれて次第に明かとなるものであつて、自覺が次第に明かとなるにつれて、人は漸く統一ある人格的活動をすることができ、やうになるのである。従つて人格は發展するものであり、實現せらるべきものである。たとひ完全なる人格は到底實現されない理想であるにしても、我等は限りなくこれに近づくことができる。教育も修養もこゝにその意義を見出すのである。であるから、我等は知情意の三方面にわたつて絶えず精神の修養を勵んで、向上發展の道を進まねばならぬ。しかし、精神の修養そのものも身體との交渉を離れてはできないのであるから、全人

格の修養は、良心の指導の下に於ける心身兩面の統一ある活動に俟つて、始めてその意義を全うするものといふべきである。

人格と社會と  
個性

然らば人格はどこで發展するか。社會に於て發展する。人格と社會とは別々に存在するのではない。まして人格の發展は社會生活を離れては不可能である。心は心に接し、人格は人格に觸れて伸展する外に道はない。人は他人について意識する前に、自分を自覺することすらできないのである。しかし人格はすべて自覺的であり、また社會的であるといつても、それ故にすべての人が誰彼の差別なく悉く一樣であるといふのではない。恰も自分といふ言葉



社會性と個性

は萬人を通じて誰でも用ゐ得るにしても、何人に取つても自分はたゞ一人しかないやうに、すべての人は一人々々獨特な生活内容を持ち、獨特な個性をもつてゐる。すべての人が社會性をもつてゐるから人々相集まつて社會をなすことができ、すべての人が個性をもつてゐるから社會・人生は豊かな内容と限りなき價值とに充たされることができる。

### 第三課 自己と社會

自己と環境

自己といふ自覺をもつてゐるものにとつて、全世界はおのづから自己と環境との二つに分かれる。いはゆる環境

社會

は、また更に自然界と社會との二つに分けることができる。自己はこの環境を離れ、環境との交渉を離れては、一刻も生存することはできない。

自己といふ自覺をもつたものは、たゞ自分一人ではない。嬰兒は別として、すべての人間は悉く自己といふ自覺をもつてゐる。この自己といふ自覺をもつもの及びもち得るもの即ち人間の、纏まつた集團が取りも直さず社會である。自己といふ明かな自覺をもち得るものは、萬物中たゞ人間のみであつて、すべての人々はそれによつて自己を自分又は私と稱する。自分といひ私といふのは、他の人々即ち汝とか彼とかに對して用ゐられる言葉である。汝・汝等・彼・彼等



自己と社會の  
密接なる關係

を離れては、自分といひ私といふのは無意味である。であるから自分といひ私といふ言葉のうちには、既に他人及び社會が映つてゐるのである。

すべての人は嬰兒の域を脱して、次第に成長して自覺がますます明かになるに従つて、自己と社會の關係がいかに密接であるかを次第々々に覺るやうになる。我等は生れながらにして我等の父母の子であり、我等の家族の一員であり、日本國民である。長じては學校に通ひ、師に従ひ、友と交り、親戚隣保と往來し、かやうにして、いはば社會の空氣を呼吸しつゝ、人生を生きてゆくのである。社會を離れては人として生きることができない。

人は本來社會  
的

本統の意味に於て人といはれるのは、社會の一員としての個人を指すのである。我等はもとゞ社會の一員たる個人が、たとへば無人島に漂着して孤獨の生活を送るやうな場合を想像することができらう。しかし始めからして社會の一員でなく、社會と何等の交渉もない個人は、これを想像することすらもできない。人は社會の一員として始めて人たることができるのである。希臘の大哲アリストテレスは、人は本來社會的存在なり」といつた。水に棲むのが魚の性であるやうに、人はその本性からして社會的である。

社會全體と個  
人

社會との交渉を離れた個人は、これを想像することすら



もできぬとすれば、社會をもとく、單獨孤立な個人々々の寄り集りのやうに思ふのは甚しい誤りである。社會は活ける一つの全體として、生長し、發展し、従つて單に個人々々の働きを寄せ集めた以上の働きをするものである。たとへば我等が用ゆる言語・文字、我等をはぐくむ風習・道德の如きは、全體としての社會が産み出したものであつて、決して單なる個人々々の働きの總計ではない。我等の文房具・衣食住を始め、所謂文明の利器と稱せられるものは、一として社會生活の結果でないものはない。教育・學術・政治・宗教・藝術等一切の文化は社會の中に生まれ、社會によつて荷はれ、社會と共に進歩し發展しつゝ、永遠に存続する。あらゆる

社會に及ぼす  
個人の影響

社會の中で最も完全なる社會は國家である。  
しからば個人は、社會に對しては全然無力であり、無意義なものであらうか。さうではない。個人を離れては社會は存立しやうがない。社會の成員たる各個人がすべて社會の大生命に參與し、その才能・地位・境遇等に應じて、自己の本務・本分を盡し、以て社會の文化に貢獻することに依つて、社會は始めて存続し發展するのである。古來偉大なる感化影響を社會に與へ、不朽の業績を以て史上を飾つてゐる幾多の偉人はつまり、これら無数の個人中の顯著なる特例たるに過ぎない。しかも、いかなる偉人と雖も、社會に生まれ、社會に育てられて人となるより外に道はない。それ故



我等の任務

にすべての個人は、いはゞ社會にはぐくまれつゝ、それによつて社會の進歩發展に影響を與へるのである。我等はよく社會と個人との關係を明かにし、自己の獨特の個性と共に社會的本性に深くめざめ、各自それによつて天分を盡すことによつて、將來國家社會の安寧進歩に貢獻するやうに努力しなくてはならぬ。

### 第四課 職業

職業と人生

將來に富み希望に充てる我等は、いかにして將來を開拓し希望を實現すべきであらうか。社會に於て活動するよ

り外に道はない。さればといつて、これと定まつた仕事もないその時々、の氣まぐれな活動では、高尚な希望を實現することはおろか、生活を支持することすらも覺束ないであらう。何人も人らしく生き、眞に意義あり價值ある生活を實現せんがためには、一定の職業に従事しなければならぬ。それは何故であらうか。

凡そ人たるものは、何よりも先づその生存を持続するため、獨立自營の道を全うすることができなければならぬ。獨立自營の道を全うするには、自ら生計の資を儲けねばならぬ。生計の資を儲けるには、何等かの職業に従事し、これに熟達して、斷えず何等かの價值を創り出さねばならぬ。

職業と獨立自營



職業の尊い意義

職業が個人にとつて必要な理由の一つはこゝにある。しかし職業を單なる生存の手段に過ぎぬと思つてはならぬ。人の人たる所以は、單なる生存の上に出でて理想を描き目的を立てて、これを行爲によつて實現することのできる點にある。が、今假りに、今日はこれ明日はかれと轉々として方向を換へ、目的を變じて顧みないやうなものがあつたとすれば、かやうな人は何一つとして仕事を覺えることのできぬばかりでなく、忽ち生活の中心を失つて性格の破綻をさへ招くであらう。人は一定の職業に従事することによつて、その生活をその日その日の出來心の餌食えじきとなさずして、これに秩序と統一とを與へ、千種萬別の行爲のうち

職業の國家的・社會的意義

に一貫せる目的・理想の發現を見、自己の人格を斷えず深め又高めることができる。こゝに職業のより貴い意義がある。それ故に父祖傳來の遺産を擁して、生計を維持する上からは、毫も働くことを必要としないものでも、その天分と境遇とに應じて適當なる職業に従事し、その貴い意義を發揮するやうに努めねばならぬ。職業の眞義は單に個人的意義に止まるのではなく、更に重要な國家的・社會的意義を有するものである。例へば學者が安んじて研究に従事することのできるのは、農夫が米を作り、大工が家を建て、商人が有無を通じ、その他各般の職業に従事するものが、それら、忠實にその業を營むため



である。これと同様に、農業たると、工業たると、商業たると、その他いかなる職業たるを問はず、各職業は、爾餘一切の職業と相依り相俟つて、始めてその機能を營むことができる。文化が進み、社會が複雑となり、各種の職業が分化し増加するに従つて、これら一切の職業の相互の關係はますます密接となり、恰も身體の各器官が相依り相俟つてその機能を全うし、身體もこれによつて全體として健全となることのできるやうに、各個人がその性能・天分・地位に應じてこれらの職業を分擔し、忠實と堪能とを以てその業務を遂行することができるのである。それ故に職業は、一面に於て個人の生存

職業に貴賤の別なし

とその人格の實現の條件となり、他面に於て國家社會の存續・發展の器官となるものであつて、個人と國家・社會とは、職業を通じて直接に生命の交流を遂げつゝあるといつても決して過言ではない。

●明治天皇は教育に關する勅語に於て「學ヲ修メ業ヲ習ヒ」と仰せられ、又戊申詔書に於て「上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ」と宣はせられた。我等が忠實に各自の職業に勵精するのは、實に君國に對し、社會に對し、父祖・子孫に對し、自己に對する神聖なる本務である。家に資産のあるにまかせて、何の爲すところもなく徒食して安逸を貪るものは、この神聖な本務を怠るものといはねばならぬ。職業には政治・軍事



實業・學問・藝術・教育等を始め、人生のあらゆる領域にわたつて千差萬別の種類があり、これに従事するものの社會上の地位にもいろ／＼な相異があるにしても、各職業は、相依り相俟ち、互に扶け合つてその機能を全うすることができるのであるから、正業である限り、職業そのものにと／＼貴賤の別がある筈はない。忠實業に服するものは、その職業の何たるを問はず、すべてこれを尊敬すべきである。

然らば我等はいかなる職業を選ぶべきであらうか。一般にいへば、自己に最も適するものを選ぶのがよい。蓋し、さうするのは自己の天職を成就し、國家・社會に奉仕する最良の道だからである。しかし、豫め職業の適・不適を決する

職業選擇上の注意

眞劍なる努力と職業

のは必ずしも容易でなく、又適・不適といふことのみで職業のきめられぬ場合もある。それ故に選擇に當つて、勉めて浮華虚榮の念を去り、一時の出來心や流行に惑はされず、靜かに自己の天分・嗜好・體質等を考へ、又家庭の事情や社會の需要等を察し、なほ父母を始め先輩・朋友等にも諮り、一生の方向を誤らぬやうに特に心を用ゐることが肝要である。何人も一旦自己の職業を選定した以上は、輕々しく志を變へず、岩をも通すの覺悟を以てこれに當らねばならぬ。眞劍なる努力のうち、こそいひ知れぬ仕事の喜びは味はれ、慘澹たる苦心を経て、始めて職業の妙趣は解し得られるであらう。かやうにして我等は更に一步を進めて、我等の



職業の上に新工夫を加へ、新境地を開いて、ますますその貴い意義を發揮するやうに心掛けねばならぬ。

職業は人生に於ける我が身の置場であり、我が使命の完うされるところである。我が生命の脈搏つところ、我が魂の躍動するところである。

### 第五課 財産

財産の必要

人若し、飢ゑては食をあさり、渴しては水を求めるといつたやうに、たゞその時々の本能の動くがまゝに動き廻るだけで、少しも明日のために備へ、來年のために働くことができないとしたら、人生は一般に動物の生活よりもみじめな

ものであらう。それでは人はたとひ辛うじてその日その日の生存を支へ得るとしても、眞に人らしく生きることができない。昔から「衣食足りて禮節を知る」といはれてゐるやうに、人は眞に人らしく生きんがためには、今日當座の需要を充たすことだけにあくせくしないで、働いて餘剰を貯へ、これを以て疾病その他の不時の用に備へると同時に、單なる生存以上に出でて、おちついて自己の業務に従ひ、道德的・文化的生活をなし得るための安全な地盤たらしめねばならぬ。これ即ち財産の必要なる所以である。

財産の關係するところは、決して一身一家の生活に止まらない。各個人が家族の一員たると同時に、國家・社會の一

財産の社會的意義



財産の種類と  
所有権の尊重

員たる以上、財産が國家的・社會的意義を有することは、いふまでもない。我等が一身一家の生活を安定し、家族の道徳的・文化的生活の基礎を鞏固にすることは、やがて忠良なる國民として、將た善良なる社會人として生活する所以である。その上に我等は財産あるがために、更に進んで物質上・精神上の餘裕を直接に社會・公共の事業に捧げ、國家・人類の安寧・進歩のために、應分の貢獻をなすことができる。財産の意義と價值とは、こゝに於てますます發揮される。

財産は民法の上で、動産と不動産とに區別されてゐる。土地・立木・家屋のやうに、その場所を移轉することのできないもの又は容易でないものは、後者に屬し、これに反して、貨

財産を得る道  
と財産に伴ふ  
道徳的責務

幣・家具・被服等のやうに、容易にその場所を變更することのできるものは、前者に屬する。動産たると不動産たるとを問はず、苟も財産を有するものは、これを支配する權利を有する。これ即ち所有權であつて、何人も他人の所有權を侵すことはできない。しかし我等は、單に法律上他人の所有權を侵さないといふに止まらず、更に進んで道徳上財産の尊い意義と價值とを明かにし、自己のたると他人のたるとを問はず、これを尊重しなくてはならぬ。

財産を獲得し又は増殖する正しい道は、勤勞と節儉である。勤勞は財貨を産み、節儉は冗費を省く。かやうにして餘剰の貯へられたものが、即ち財産である。従つてこの點



吝嗇  
ヒンヤリ

に於て最も戒むべきは懶惰と奢侈である。父祖傳來の家産を消費して懶惰を事とし安逸を貪るものは、畢竟他人の勤勞に寄食する乞丐のやうなものである。まして奢侈に耽りてこれを濫費・悪用するのは、父祖の功を私し、社會の恩を仇にする惡むべき所行といはねばならぬ。普通に腕一本で築き上げたといはれる財産でも、その實は社會のいろいろな力が加つてできたものであるから、我等は、財産には必ず道德上の重大なる責務の伴ふことを自覺し、これをして、一身一家のため、國家・社會のため、その貴い意義を發揮せしめ、我等の責務を完うするやうに努力すべきである。しかし、我等はどこまでも、財産の尊いのは人生の貴い目

財産を人生の  
貴い目的に役  
立てよ

的に役立つからであることを忘れてはならぬ。もとく善い事をするための財産である。然るに世には、動もすれば財産を欲するの餘り、慾に目が眩んで吝嗇に陥り、義理人情を無みし、自己の品位も顧みないでひたすら蓄財に心を奪はれるものもある。かやうにして蓄積された財産が、却つて子女をあやまり、家庭を不幸に導いたためしは世間に往々見るところである。「兒孫のために美田を買はず」といつた西郷南洲の語と照らし合はせて、大に反省すべきことである。

我等は財産の社會・人生に對する關係と意義とを明かにし、その價值をそれ相當に認めて、これを尊重し、しかもいか



なる意味に於てもその奴隸となることなく、どこまでも人格の忠實なる良僕として、人生の尊い目的に役立つやうにこれを用ゐなければならぬ。

### 第六課 勤 勞

勤勞

二宮尊徳がいつたやうに、人は、風雨定めなく、寒暑往來するこの世界に、毛羽なく鱗介なく、裸體にて生まれ出で、家がなければ雨露が凌がれず、衣服がなければ寒暑が凌がれない。人は生きんがために、自ら働いてこの衣食住を得なければならぬ。働くのは取りも直さず勤勞である。しかし、勤勞は、單に衣食住を得るための働きのみに限られない。

社會・人生に於ける勤勞の意義

勤勞は更に衣食住の上に出で、奥に進んで、生活を高め、また深め、限りなきさまざまの價値を創り出して、人生をいやが上にも豊かにする。いはゆる文明も文化も、勤勞を離れては存在し得べくもない。して見れば、勤勞は實に社會人生に生命と活力とを與へて、これを進歩・發展せしめる血液であるともいへるであらう。我等は、苟も生活の向上するところ、文化の伸展するところ、社會・人生のあらゆる方面にわたつて、勤勞が旺んに脈搏つて鼓動してゐるのを見ることが出来る。或は農夫の鋤鍬を通して、或は學者の著作を通して、或は藝術家の勞作を通して、或は家庭に於て、工場に於て、學校・官衙・會社に於て、



人生至るところ勤勞はいろ／＼の形をとつてさまざまな  
價値を實現しつゝある。勤勞によつて人々は始めて生甲  
斐ある生活を營み、社會は安寧と幸福の住家となることが  
できる。それ故に勤勞は、苟も人たるものの、自分に對し社  
會に對して負ふべき神聖なる本務である。健康な身體を  
持ちながら、何の爲すところもなく、いたづらにその日／＼  
を怠けて暮す暖衣飽食の徒は、自ら人としての存在の意義  
を失ふものであつて、内に省みて大に愧づるところがなけ  
ればならぬ。

勤勞と人の本  
性

然らば人は、生きんがために働くべく餘儀なくされるの  
であらうか。勤勞は、人に荷はせられた苦しき負擔であら

うか。さうでない。人は本來働くやうに生まれついてあ  
る。或は感じ、或は考へ、或は欲し、かやうにして大小高低さ  
まざまの理想を描き、目的を立て、またこれを達成する方法  
を案出するのが、我等の心の本來の性質ではないか。心の  
立てた理想、目的を世界に實現するため、心の命ずるまゝ  
に動くのが我等の四肢・五體の本來の面目ではないか。身  
も心も働くに従つてますます發達し、發達するに従つてま  
すます働けるやうになる。人格の發展は働くことを離れ  
てはこれを望むことはできない。人は正直に働くことに  
於て眞面目に生き、眞面目に生きることによつて、生命の喜  
び、發展の喜びをしみ／＼と感ずることができぬ。



懶惰と人性

これに反して、懶惰は人生を賊ひ、身心を腐蝕する。我等の魂の奥底に潜んでゐる尊い本性は、勤勞のうちに覺醒し、懶惰のうちに昏睡し、麻痺する。世間には、過勞のために健康を害するものが多いが、懶惰と逸樂とのために身心を滅すものもまた決して少なくない。秩序整然として規則正しく行はれるほどよき勤勞は、悅樂の源泉とこそなれ、何人の健康をも害するものでない。

「勞働は神聖なり」

勤勞は普通に二種に大別される。若しして、主として身體または筋肉を勞するものは、これを勞働と名づけ、主として精神を勞するものから區別されてゐる。けれども、何れも働きてあり、仕事であり、従つて勤勞である點に於ては、何等

一切の勤勞を尊へ

勤勞の習慣を養へ

の異なるところはない。「勞働は神聖なり」といふ語がある。我等は深くこの語の意義を味ひ、やゝもすれば勞働を賤む古來の弊風を一掃し、その誤まれる思想を矯正することに努めねばならぬ。

しかし、他面に於て、身體の勞働のみを眞の勤勞であるかのやうに考へて、その他の勤勞を輕視するのも亦甚だしい謬見である。我等はあらゆる種類の勤勞の社會・人生に於けるそれらの意義と價值とを認め、互に理解し合ひ、尊重し合つて、社會の文化を進め、人生の價值を高めることに於て協同の實を擧げなければならぬ。

勤勞を厭ふ國民は衰亡の途を辿るより外はない。我等



は人としてまた國民として、單に思想の上にて勤勞の尊ぶべき道理を知るに止まらず、更に進んで勤勞を愛し、學校に於ても、家庭に於ても、實地に勤勞する習慣を養ふことが肝要である。

### 第七課 獨立自治の精神

凡そ人たるものは、世間の煩ひとならず、他人に迷惑をかけぬといふばかりでなく、萬物の靈たる人として自らその心身の能力を活用して、自己の本務・本分を遂行し、以て、國家・社會に奉仕し得るやうに、自己といふ地盤の上にしつかりと自己を立てることを努めねばならぬ。これ即ち獨立自

獨立自治の精神

治の精神である。

いかに國家・社會のために盡さねばならぬといつても、それには國家・社會のために盡すところの各個人が、自らしつかりと自己を支へて、自ら立ち自ら治めることができなければならぬことはいふまでもない。この獨立自治の精神が生徒各自の間に漲ればそこに立派な校風が興り、家庭の各員の間に漲ればそこに立派な家風が生まれ、國民各自の間に漲れば國家は隆々として榮えてゆく。して見れば個人に於ける獨立自治の精神は、單に個人の人格の支柱でありその發達の根本であるばかりでなく、同時に國家・社會の獨立と向上の淵源であるといはねばならぬ。どれだけ物

獨立自治の精神と國家・社會の獨立向上



獨立自治の精神の種々な現れ

質上の設備や、機械的な制度が完備したとしても、各個人が獨立自治の精神を失つては、國家・社會は一日も安全に存立することはできぬであらう。獨立自治の精神は、我等の生活の種々なる方面に高低さまざまな形をとつて現れてくる。衣食住に關して他人の厄介にならぬやうに自營自活の道を立てるのは、取りも直さずこの精神の現れである。大義名分を明かにし、是非を辨へ正邪を分ち、自ら正しと考へ是なりと信じない限り、輕しく他人に附和・雷同しないやうに、獨自の識見と確乎たる信念を樹立するのも、この精神があつて始めてできることである。そして、かやうな獨自の識見と確乎たる信念と

中學生と獨立自治の精神

に基いて、人生を勇往邁進し、忠實に自己の天分を發揮し本務を遂行して、社會・人生の繁榮・進歩に應分の貢獻をなし、獨特の寄與をなすに至つて、獨立自治の精神は完うせられたものと見ることができぬ。然らば我等中學生は、如何にして獨立自治の精神を養ふべきであらうか。何にてもあれ、直接に自分に關係するのと自分のなすべきことは、自發的に自ら進んでこれに當り、漫りに他人に對して依頼心を起さぬことである。何でも自分のことは自分ですることである。人は本來機械と異つて、自發的に自ら動き、自ら自己の心身の能力を正しく働かし得るやうにできてゐるのである。人は、自己の本務を



自ら進んでなさうとする自發的な精神が自己のうちに湧き起らない限り、他人はこれを助けることもどうすることもできない。いかに親切を極めた教師の授業も、自らこれをわが事として、進んでこれに注意を向けて理解しようとする努力しない生徒に對しては、何の効果もありやうがない。それ故に豫習や復習はいふまでもなく、自分の居室、被服その他の身の廻りの整理等、苟も自分の手の届く限りのことは、自分の思慮、分別を用ゐ、自分の手足を動かして、これを片付けてゆくやうにするのが、獨立自治の精神を養ふ所以である。

我等は又一個人としての獨立自治の精神を擴めて、これ

を自分の屬する團體の上に及ぼさねばならぬ。例へば學校に於て、我等は平素自分の級はいふまでもなく、學校全體の秩序統一を保つために心を合せ、また運動會、學藝會その他我等の向上、進歩に必要な各種の會をもりたててゆくなど、すべて學校のことを我がこととし、自分のなすべき事、なし得る事は、一々教師の指圖を俟たず、他人の手を煩はさず、めい／＼自發的に喜び勇んでこれを行ふやうにしなければならぬ。我等が、級長その他の役員を選擧したりして、互に相談し合つて級のため、學校のために一致協力するのは、即ち獨立自治の精神を團體の上に實現する所以である。しかし、どんな偉人、豪傑でも、父母、師長を始めとして國家



獨立自治の精神と  
温順な心

社會の限りない恩恵を受けて始めて人となるのである。さういふ意味に於ては、完全に獨立自治の人はどこにもあり得ない。獨立自治の人とは、社會の共同生活に於て自分のなすべき當然の本務・本分を、少しも他人を煩はさず、自身で遂行する人に外ならぬ。それ故に、或は孤高自ら潔しとし、或は獨善自ら快しとするものは、和衷協同の精神に反すると同時に、獨立自治の精神にも背くものである。父母・教師の指導は、眞に獨立自治の精神を有する子弟に於て始めてよくその效を奏することができ、從つて温順と獨立とは決して衝突するものではない。父母・教師は我等を眞に獨立自治の人となり得るやうに指導するので

ある。であるから我等は、獨立自治の精神を養ふことに即して、素直な温順な心を育てることを忘れてはならぬ。

獨立自治の人にして始めて國家・社會のために盡し得るやうに、獨立自治の精神に富む國民にして、始めて世界の文化と人類の幸福に貢獻することができ、

### 第八課 和衷協同の精神

協同の意義

二つの物體は同時に同一の場所を占むることはできない。従つて、かやうな意味に於て、二つの物體は互に相排除する性質をもつてゐる。しかし、木材や煉瓦やその他の適材が適所に用ゐられ、一つの意匠・目的の下に結合せられ統



一されるときは、立派な建築ができ上り、互に相排除する物體は却つて互に相依り相俟つこととなるであらう。今假りに、此等の無數の材料が、それら、共同の目的を意識し、自發的に相集つて一つの建物を完成することができるとしたら、それはいかに驚くべきことであらうか。

人間は、めい／＼自己の個體をもち、時としては利害相反するため、互に相衝突し、排撃することさへあるに拘らず、しかも本來、社會的・精神的存在なるが故に、自己一身の利害を超えて社會共同の目的を意識し、自發的に、この目的を成就し實現するために、互に心を同うし力を協せることができる。これ即ち協同である。

社會人生と協同

協同は社會生活の根本條件

我等は、社會人生到るところに協同の事實を見ることが出来る。例へば兄弟姉妹互に協同し、同窓・同僚乃至同業互に協同し、進んでは舉國一致して國民すべて協同するが如きである。官衙・軍隊・會社、さては府・縣・市・町・村、その他の自治體等、一として協同の力に俟たずして存續する團體はあり得べくもない。實業・政治・教育等を始めとして國家・社會に於ける一切の事業、一切の活動の成敗利鈍は、協同のよく行はれると否とによつて定まるといつても過言でない。

人々が協同一致して事に當るときは、各個人が單獨にした仕事を寄せ集めたものよりも、遙に大なる結果を收めることができる。その上、各人がそれら、その特長を發揮し



部分の獨立と  
全體の統一的  
發展

て相倚り相扶けて協同することによつて、一人々々の個人  
の働きには見ることでできない獨特なものが産み出され  
る。これ實に人間の社會をして鳥獸の群と異ならしめる  
所以の特徴であつて、人が萬物の上に卓越せる地位を保つ  
のも主としてこれに依るのである。社會の進歩も、文化の  
發達も、すべてこの特徴を物語つてゐる。協同の精神は實  
に社會生活・文化生活の基本條件であつて、人性の奥底に根  
ざすものといはねばならぬ。  
しかしながら協同の精神は決して獨立の精神と衝突す  
るものではない。いな、獨立することのできるものであつ  
て始めて協同することができ、協同することによつて始め

協同の精神と  
和衷の精神

て獨立を全うすることができるのである。文化が進歩し  
社會が複雑となるに従つて、一面に於て各人がそれ〴〵適  
當なる仕事に従事し、自己の責任に於て、自己獨特の任務を  
遂行することが要求せられると同時に、他面に於て社會全  
體のために、人々が互に相倚り相俟つて、勞を分ち力を協せ  
てゆくことがますます必要とされる。人間社會に於ては、  
部分の獨立は、全體の統一的發展より離しては、到底これを  
考へることはできない。  
聖徳太子は十七條憲法の第一條に於て「和を以て貴しと  
なす」と示された。協同の精神はつまり和の精神である。  
和衷の精神である。人々が一身一己の利害を超え我意我



協同と徒黨

執の殻を破つて、國家・社會全體の大生命に參與するのは取りも直さず人々互に相和する所以である。そして、これやがて協同の精神に外ならぬ。それ故に協同の精神を養はんがためには、我等は自己の本務本分に深く目ざめると同時に、狹隘・卑吝なる小我を捨て、晴れわたつて廣々とした和かな心を以て、人々に接するやうに努めねばならぬ。

しかし協同は、どこまでも正しい目的に向ふ協同でなければならぬ。徒黨を組んで横暴を働いたり、多數を頼んで無理を通したりして、團體の秩序を紊り公共の治安を害するやうな穩かならぬ振舞をするのは、始めからして協同の精神に背くものである。であるから多數と事を共にする

日本國民と和衷協同の精神

に當つては、必ず慎重な態度を以て、事の正邪・善惡を辨別して去就を決し、輕々しく附和・雷同して、邪惡に與みすることのないやうに注意することが肝要である。

畏くも明治天皇は憲法發布勅語に於て「相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ」と宣はせられた。我等日本國民が、古來幾多の國難に際して常に舉國一致して事に當り、和衷協同の精神を以て國運を開拓して今日に至り、そして、今次の支那事變に際して、天皇陛下の御稜威の下に國民一體の實を宇内に示しつゝあるは世界史上他に類例を見ざる壯觀である。我等は深く聖旨を奉體して、この大精神を發揚し、平時に於てもまた正義・人道のため、常に



和衷し、協同してますく、國光を四海に輝かすやうに心掛  
けねばならぬ。

第九課 服従と自由と道德(上)

自然界の法則

詩經に「物あれば則あり」といふ語がある。則は即ち法則  
である。宇宙の森羅萬象、一として法則に従はぬものはな  
い。晝夜の別、四季の循環を始めとして、大にしては天體の  
運行より小にしては一塵一髮の微動に至るまで、法則の支  
配のとどかぬ限はない。かやうに動かすべからざる法則  
が自然界に整然として行はれてゐればこそ、人は安んじて  
地上に家を建て、海には船を浮べ、空には飛行機を飛ばし、ま

服従の意義

た明日を信じて今日の業に従ひ、結實<sup>み</sup>を期して種を播くこ  
とができるのである。  
しかし、自然界の事物は自然の法則に従ふとはいつても、  
知らずして従ひ、心なくして従ふのであるから、本統の意味  
にて従つてゐるとはいへない——服従してゐるとはいへ  
ない。服従とは心からして従ふことでなければならぬ。  
農夫が春に種を播き、秋に刈入れをするのは、自然の法則を  
知り、自然の法則に従つてゐると同時に、人として農夫とし  
ての本務、本分の命令に従つてゐるのである。怠けようと  
思へば怠け得られるにも拘らず、自ら進んで、心からしてそ  
の本務に服し、本分に従ひつゝあるのである。本統の服従



眞の服従と眞の自由

は、良心を備へた人間にして始めてできる貴いことである。良心はいはば本統の自己である。我等は時として勉強がいやになつても、勉強せねばならぬと自ら勵まして勉強したり、もつと運動したくても、運動し過ぎてはならぬと自ら制して運動を控へたりすることがあるであらう。これやがて我等が自ら自己に命令し、自ら自己に服従することに外ならぬ。自ら善惡を辨へて自己を指導し、自らかうなければならぬといふ規律を設けて自らこれを遵守し、かやうにして自ら自己を率ゐ、自ら自己を動かして向上の路を進み、理想を實現してゆくのが、眞に人たるものの特色であつて、この特色があつてこそ、始めて人生はその眞價を發揮

團體の秩序と法則

することができるのである。そして、こゝに眞の服従があると同時に、眞の自由がある。もしも、我等が善惡も分たず、規律も立てず、その時々々の氣の向くがまゝに、欲の動くがまゝに振舞つたら、我等の生活は氣紛れや出來心の奴隸となり、餌食<sup>えじき</sup>となつて、全く自由を失ひ、遂に自滅に終るの外はないであらう。

凡そ人の集る所、國には國憲、國法があり、家には家のきまりがあり、その他學校たると官衙たると會社たるとを問はず、それらに秩序や規律があつて、これに屬する各人の服従を要求し命令する。もしも、これらの秩序や規律が維持され遵守されなかつたとしたら、恰もその時々々の氣紛れや



欲望の動くがまゝに振舞つて、我儘放肆の生活を送る個人が自滅を招くやうに、いかなる社會も、はた國家も、忽ち混亂に陥り遂に破滅に終るであらう。然るに社會を離れては個人なく、個人はその生活の内容を社會から得るの外に道はない。従つて、我等はこれらの秩序や規律を、漫りに我等の自由を束縛するものやうに思つてはならぬ。團體に屬する各員が、自ら進んで團體の秩序を維持し、その規律に服従することによつて、團體の理想が實現されると共に、個人の理想も始めて實現されるのである。そして、我等がこの道理を明かにして、自ら進んで團體の法則に服従するのは、やがて自己の良心に服し、本統の自己に従ふ所以である。

良心の指示に従へ

本務と自由

服従を離れては、道德は成りたゞない。當然服従すべきことに服従するのが即ち正しい行爲である。もとより人生は複雑であり、爲すべきことはそれからそれへと限りもなく現れてくるから、大小さまざまの規律や法則の間に、時として衝突の起るやうなことがあるであらう。かやうな場合には、自分の地位・境遇に照らし、物の本末・輕重を考へ、心誠に良心にたづねて服従の道をあやまらぬやうにすべきである。また、これらの規律や法則のうちには改めらるべきものがあるにしても、これを改めるにも必ず従ふべき順序・方法のあることを忘れてはならぬ。かやうに、罰を逃れんがためでもなく、賞を得んがため



もなく、恐れず、わるびれず、阿らず、諛はず、良心の指示に従ひ、毅然として自己の本務を盡し、自己の進むべき道を進むところに眞の自由がある。それ故に服従を離れては自由はない。服従すべきことに、心からして服従することのできるのが眞の自由である。

### 第十課 服従と自由と道德(下)

服従すべきことに自ら進んで無條件に服従するのは、眞に人らしき堂々たる態度である。たゞ心すべきは、徒らに一時の褒貶、毀譽に迷はされたり、軽々しく世間に附和、雷同したりして服従の道をやまることがないやうにするこ

良心の指示と  
長上の訓戒

とである。それには既に學んだやうに、我等はどこまでも毅然として良心の指示に従はねばならぬ。

然らば我等は、自分の良心の指示に従ひさへすれば、父や教師の訓戒は始めからこれを顧みなくてもよいであらうか。さうでない。もしも、自分には自分の良心があるから、他の意見や訓戒等に耳を傾ける必要はないなどと思ふものがあれば、それはこの上もない心得違である。さう思ふのは、良心が既に、自惚や片意地や我儘や不遜などの不徳に曇らされて、精神がその自由を失つてゐるからである。眞の服従は、謙虚な心、尊敬の念から湧いてこなければならぬ。本統に自己の本務に忠實なものは、自分に思違は



父母・長上の命令

なからうかとへりくだつて反省し、つゝしみて父母・長上の教訓に耳を傾け、自分の誤謬を正さうと心掛けるであらう。これまた良心のはたらきである。

かやうに、つゝしみて教を受け、自分でさうでなければならぬと得心して父母・長上の命令に従ふのは、やがてまた自己の良心に従ふ所以である。しかし、かくいへばとて、決して事毎に理由を問ひたゞして、筋の通るまでは父母・長上の命令を聽いてはならぬといふ意味ではない。何事に限らず、父母・長上の命令に對して理窟がましく反問するのは、心が不純で素直でないからである。もとより大事に關しては、父母・長上の命令と雖も腑に落ちぬことがあれば、自ら篤

弟妹に物をいひつけるときの心得

と考へた上に、自分の意見を述べて更に教を乞はねばならぬことはいふまでもない。けれども日常普通の事柄に關しては、我等が敬愛し、尊信する父母・長上の命令は、素直にこれを受けて、即座にこれを行はねばならぬ。又たとひ一々の場合に臨んで指圖がなくても、我等が日常學生の本務・本分に忠實なるは、自己の良心の命令に従ふと同時に、父母・教師の命令に従ふ所以である。

我等が幼き弟妹に物を言ひつけるときにも、必ずしも一むつかしい理由をいつて聞かせるには及ばぬ。たゞ言ひつける事柄は、弟妹が年長じて分別がついてゐたとしたら、自分でさうでなければならぬと得心のゆくやうなこと



でなければならぬ。そして物を言ひつける態度は、どこまでもやさしく親切であることを要する。年齢のゆかぬ弟妹は、そのやさしく親切な態度のうちに、それともなしにすべての信頼を捧げて言付に従ふであらう。他人を服従させる道は、その當人の良心に服従させるやうにすることである。

自由と服従に  
對する誤解

世にはともすれば、服従といへば即ち自由に反するものであるかのやうに考へ、わけもなく規律を破つたり、目上に反抗したりして、勇者を氣取るものもあるが、これは自由の何たるか服従の何たるかを解しない憫むべきものといはねばならぬ。服従すべきことに自ら進んで服従するのは、

取りも直さず自由ではないか、自律ではないか。口に自治自由を叫びながら却つて虚榮利己恐怖怯懦等の奴隸となつて、一時の流行に捉はれたり、世上の風潮に漂はされたりして、自己の良心を失ひ、人たるものの當に從ふべき道に背くもののあるのは、眞に歎くべき限りである。

從順な心

我等が學問を勵み修養を積むには、朝夕、父母や長上の教を仰がねばならぬ。そして、教を仰ぐには滞りなく教を受け納れて、これを我がものとして育てることのできるやうに、わだかまりのない素直な從順な心をもたなければならぬ。素直な從順な心は、譬へば日當りのよい、ふつくらしいた軟かな畑地のやうなものである。ここに播かれた種は



勢よく芽生えて、日光と營養とを十分に吸収しつゝ、日に日に生長して、やがて美しき果實を結ぶであらう。従順な心と剛毅な精神とは、決して衝突するものではない。服従または従順はいかなる國に於ても徳とされるのであるが、我が國に於ては古來この徳が特に重んぜられてゐる。我等はその深い意義を考へて、この美徳を時と共に發展させることに努めねばならぬ。

### 第十一課 信義と眞實(上)

信義と眞實

信義とは、言行に裏表なく、陰日向なく、言ふところ行ふところ、に偽らない心の眞實を現し、言ふところと行ふところ

とを一致させて、他人の信任と期待とを空うしないことである。従つて信義は、いはば人と人とを結ぶ目に見えぬ眞實の紐であつて、これを失つては、人類の共同生活は一日も存立することはできぬ。

虚偽と眞實

信義従つて眞實の反對は、欺瞞又は虚偽である。虚偽は一般に社會組織の根柢を撼かし、共同生活の基礎を危うする。今假りに、交通のために用ゐられる信號が、一日にても眞實を現さなかつたとしたら、忽ち汽車、汽船の遭難その他種々の交通事故が惹起されるであらう。しかのみならず、若しも、かやうな事件が折々發生し、信號が必ずしも常に當てにならぬとしたら、たとひ多くの場合に於て當てになる



としても、人々はすべての場合に於て一々その眞偽を疑ふやうになり、全交通界は常に不安と疑惧とに襲はれ、信號は終に信號たる所以の意義を失ふに至るであらう。言語によると、沈黙によると、その他いかなる手段によるとを問はず、虚偽はすべて人類の共同生活の信號を偽るものである。従つて虚偽は直接に社會に危害を加へるばかりでなく、延いては眞實までも疑はしめて、人類の共同生活の條件たる信用關係を麻痺させる。人は一たび嘘を吐けば、眞實を告げるときも嘘ではないかと疑はれ、自ら嘘を吐くものは他人も亦嘘を吐くだらうと疑ひ、嘘を吐かれたものは嘘を吐かぬものまでも疑ふやうになる。虚偽の横行は、實に社會

虚偽の種類

人生を矛盾と混沌に陥れなければ已まない。

虚偽はいろ／＼な動機に應じて、いろ／＼な形をとつて現れてくる。利慾に驅られて商人が顧客に賈物を賣りつけたり、製造者が見本と違つた粗惡な品物を提供したりするのは、いふまでもなく虚偽である。叱られることを恐れて、自己の過失を隠蔽して知らぬ顔をするのも虚偽である。種々の口實を設けて懶けるのも、心にもない追従をいつて人に阿るのも、いづれも虚偽である。その他虚飾、偽善、讒誣、誹謗等の不徳の行爲は、一として虚偽を手段としないもの又は虚偽と結托しないものはない。虚偽はもと／＼自己の人格に對する叛逆である。有る

虚偽は眞實の自己の否定



ものを無いといひ、無いものを有るやうに見せかけ、然りと考ふるときに然らずといひ、否といふべきときに諾と答へたりするのは、すべて眞實の自己と他人に見える自己との間に罅隙を造り、後者をして前者に叛かしめることである。自分を自分でないやうに見せかけることであり、本統の自分を否定することである。虚偽が共同生活の信號を偽るのはつまり自己を偽ることであり、社會・人生を矛盾と混沌に陥れるのは自己の人格を矛盾と混沌に陥れるからである。であるから、信義の徳を全うせんがためには、虚偽を斥けて、どこまでも眞實でなければならぬ。

しかし眞實であれといふのは、決して禮儀もいらぬ、自制

眞實の眞義

もいらぬ、醜い感情も、陋い欲望もありのまゝにさらけ出して、その動くがまゝにこれを言行に現すのがよいといふことではない。かやうな振舞をするのは、いはゆる動物性の發揮であつて、人としての眞實を現す所以ではない。飲食の欲を充たすにも、禮儀をたゞすのが人としての眞實を發揮する所以ではないか。その他いかなる場合に於ても、自ら野卑な感情や低劣な欲望を制して、自己の人格の奥底より發する本務の聲に肅然として襟を正すところに、人としての眞面目と眞實が現れるのである。従つて眞に眞實ならんがためには、人は一面に於て一切の虚偽を排すると同時に、他面に於てどこまでも自己の人格の理想に忠實でな



ければならぬ。

第十一課 信義と眞實(下)

期待と信頼及び信任

人の行爲の目的は、すべて遠き或は近き將來に於て實現せらるべきものである。過去は既に定まつてゐるから、人の活動はすべて將來に向つてゐる。従つて將來に何等かの期待をかけない生活はあり得ない。農夫が種子を播くのは、收獲を期待するからである。旅客が汽車汽船に乗るのは、目的地に到着するのを期待するからである。人々は互に期待し合ふことによつて、始めて社會生活を營むことができる。親は子が立派な人になることを期待し、子は自

期待と約束

分が立派な人になる時は親が喜ぶことを期待する。夫は妻に期待し、妻は夫に期待し、教師は生徒に期待し、生徒は教師に期待し、友は友に隣人は隣人に期待する。或は信頼といひ、或は信任といひ、或は信用といふのは、取りも直さず人に一定の期待をかけ得ることに外ならぬ。もとより世には空頼そらたのみといふこともあり、不當な期待もある。期待し得られぬことを期待するものもあり、期待すまじきことが期待されることもある。たとゝ約束をする場合には、人は或る特定の事柄に關して、相手をして自分に明確なる期待をもたしめることになる。従つてその事柄の關する限り、相手は自分をあてにして生きてゐるといふこと



になる。そして、この場合に於ける期待は、相手が勝手に自分の上に投げかけたのではなく、どこまでも自分の同意の上である。して見れば、約束に重大な責任の伴ふのは眞に當然ではないか。であるから人と約束をするのは、偽らない心の眞實からでなければならぬ。まづ自ら自分に確め、自分に約束しなければならぬ。言ひ換へれば自分に約束を履行する眞實の意志がなければならぬ。履行する意志がなくて約束をするのは、恐るべき欺瞞であり、憎むべき虚偽である。

しかし、自分ではどこまでも履行するつもりで約束しても、さていよいよ實行にかゝると、實際に力の足りないため

約束についての心得

に、又は事情の許さないために、約束通りに履行することのできぬこともあらう。かやうな場合には、敢て虚偽を犯したとはいへないにしても、さればといつて信義を全うしたともいへない。一度約束して、これを履行することができなかつたとしたら、たとひ自分はそのために全力を竭したとしても、實際の結果は相手に迷惑をかけ、その期待を裏ぎつたことになる。であるから、人と約束する際には、よく自分の能力と事の成否とに就いて豫め熟考を重ねることが肝要である。たゞ一旦約束を結んだ以上は、どこまでもこれを遂行することに全力を注ぎ、若しも中途に於て不慮の事變の起つたために、又は實際に力及ばずして豫期したや



うに事の運ばぬときは、その事情と理由とを明らさまに相手に陳べて、速かに對策を講じ、出来るだけその迷惑を少くするやうにせねばならぬ。もし又約束した事柄が道に叶はぬことをあとで氣づいたときは、自ら輕率の責めを負うて、斷乎として約束を取り消すべきである。始めから不正なこと、の判明せる約束を結ぶまじきことはいふまでもない。最も慎むべきは、いかなる理由によるにせよ、約束すまじきことと思ひながら、懇請されるまゝに斷りかねて約束することである。我等は、拒絶すべきことは、これを叮嚀にしかもきつぱりと拒絶する勇氣を養はねばならぬ。一たび不信を犯すよりは、寧ろ百たび拒絶する方がよい。

軍人への勅諭

我が國に於ては昔から、武士に「二言なし」といはれ、又「男子の一言」といふ語もある。明治天皇は、明治十五年一月四日、軍人に下し賜はつた勅諭の中に、信義の重んずべきを御諭しになり、更にこれを全うする道に就いて、信義を盡さむと思は、始より其事の成し得べきか得へからざるかを審に思考すへし、臆氣なる事を假初に諾ひてよしなき關係を結ひ後に至りて信義を立てんとすれば進退谷りて身の措き所に苦むことあり、悔ゆとも其詮なし、始に能く事の順逆を辨へ、理非を考へ、其言は所詮踐むへからずと知り、其義はとて守るへからずと悟りなは速に止るこそよけれ。



信義の精神

と戒めさせたまうた。たゞに軍人のみならず、一般臣民特に修業の途にあるものは、日夕聖旨を仰いで深く反省すべきである。

信義は眞實の心、誠の心からしてこれを行はねばならぬ。たゞ虚偽不信の行爲が、結局自己の不利益を招くことを恐れ、て言行の形ばかりを整へるだけでは、毫も信義の精神を發揮しないばかりか、却つてこれを裏切るものである。なほ、約束の履行は、その形に於ては、行ふところを言ふところに一致させることにあるといひ得るにしても、これを履行する精神は、自他の人格を尊重する誠の心からして、自分の上にかゝる相手の正當なる期待を充たすことにある。

我等の心掛

といはねばならぬ。かくて始めて、約束の履行が信義の名に價ひすることになるのである。従つて信義の精神に徹するものは、容易に實行のできぬことを軽々しく口にして、他人に空しき期待を抱かしめることを慎むと同時に、たとひ明白なる約束はなくとも、心からして他人の正當なる期待と信任とに答へることを努めるであらう。

我等はどこまでも眞實に生き、信義の精神に徹し、平素責任を重んじて言行を慎むと同時に、學生として、家庭人として、社會人として、はた國民として、暗黙の裡に我等の上にかかるところの正當なる信任と期待とに背かないやうに勉勵しなければならぬ。



恩

### 第十三課 報恩と社會奉仕

我等をして中學生として今日あらしめ、今日あるに至らしめたものは、單に自分だけの力であらうか。考へて見よ。身心の何れからいつても、自分だけの力でかうなつたといへるものは一つも見出せないではないか。君の恩、親の恩、師の恩はいふまでもなく、世間の恩、社會の恩に依らずしては、我等は一日片時も自己の生存を全うすることはできない。我等の衣食住を始めとし、身の廻りの器具、いな一枚の紙、一本の鉛筆ですらも、それ等が我等の使用に供せられるに至るまでには、いかに多くの人々の勞力が費され、どれほ

人生

報恩と社會奉仕

ど長い間の研究や工夫が積まれたことであらう。更に進んで今日の驚くべく進歩發達せる文化のあらゆる方面を注視し、轉じて未開野蠻の生活に想をいたすときには、何人も祖先の恩、社會の恩が、いかに深くいかに大なるかを感じずにはゐられないであらう。

我等は明かにこの事實を認めねばならぬ。この事實が明かに認められるに従つて、傲慢や我儘は我等の意識の上から次第にその影を潜め、これに代つて「有り難い」といふ感じが衷心から湧いてくる。こゝに於て何人も、自分の身は決してたゞ自分のものとしてこれを私すべきでなく、自分は國家の一員、社會の一員として他の人々と共同の責任を



報恩の心と報恩の意義

擔ひ、互に扶け合つて國家・社會のために盡すべきであるといふ考を起さずにはゐられまい。かやうに「有り難い」といふ感謝の念からして、進んで國家・社會のために盡すのが、取りも直さず國家に對する報恩であり、社會奉仕である。人と生まれて感謝・報恩の心、従つて社會奉仕の心の芽生えぬものはない。努むべきはたゞこれを美しく育てることである。誰でも見知らぬ人に親切に道を教へられたときは、心からして「有り難う」といふであらう。そして、自ら旅人に道をきかれたときは、親切にこれを教へるであらう。そこに既に感謝・報恩の心が根を張り、社會奉仕の心が活きて動いてゐる。報恩も社會奉仕も感謝の心の現れに外な

らぬ。従つて道を教へられて「有り難う」といふ心と道をきかれて親切に教へる心は、つまり同じ心であり、道をきく人は道を教へた人とは異つても、これに親切に道を教へるのは、おのづから道を教へた人の心に應へる所以でもある。そして恩人の心に應へ、恩人の志を成すのは、やがて恩人に對する感謝であり、また報恩に外ならぬ。恩人に對して直接に感謝を捧げ、その恩に報ゆることを努めるのはもとより當然である。しかし感謝といひ報恩といふのは、必ずしも恩を受けた人に受けただけのものを返すことではない。弟子をよく導くのはやがて師に感謝する所以であり、子孫のために盡すのはやがて祖先の恩に報ゆる所以である。



社會に奉仕する道

社會に奉仕してその恩に報ゆる心も亦同じ心である。社會に奉仕する道は、社會の進歩につれて限りなくふえてゆく。衛生・矯風・慈善・救濟・産業の振興・教育の普及等の社會事業に、富豪が巨財を抛つのも、貧者が一燈を贈るのも、共に社會奉仕である。けれども、單に物質上の寄附や寄贈をすることばかりが社會奉仕であるといふのではない。我等が喜んで家のために働き、學校のために盡し、その他何にても社會のため公衆のためになることで、自分の力の及ぶことに進んで自分の勞力を提供するの、事の大小に拘らず悉く社會奉仕である。社會奉仕の事柄には千種萬様の區別があるにしても、要するに道をきかれて親切にこれを

社會奉仕と自分の務め

教へる心、通りがかりに目に觸れた線路の小石を取り除く心の境に應じ事に當つて、大小・高低さまざまの形をとつて發現せるものに外ならぬ。しかし、自分の務め以外に強ひて何か特別な事をしななければ、社會奉仕にならぬと考へるのは思違ひである。學者や發明家が我れを忘れて研究・發明に没頭するのも、宗教家が熱心に傳道に従事するのも社會奉仕である。いな我利・我慾の念を離れて國家・社會の一員たる自覺と感謝の念から自己の本務・本分に身を捧げるときは、たとひそれが一針・一鍬の仕事であつても社會奉仕に外ならぬ。忠實に我が畑を耕すのは、やがて天下の一隅を耕す所以である。



社會奉仕と自治の精神

文化が進み、社會が複雑となるに従つて、人々は必ずしも一々政府の指圖施設に俟たず、互に力を戮せて、自治的に社會人生の安寧を圖り、福祉を増進するやうに努むることがますます必要になつてくる。地方自治團體を始め社會生活の種々なる方面に於ける組合や協會等の如き公私各種の團體はすべて、この精神に基き又はこの精神を要しないものはない。それ故に何人も或は市町村民又は府縣民として、或はその他任意の團體の一員として、常に自治的精神を以て團體の向上發展を圖り、且つ苟も力の及ぶところ手の届くところ、自ら進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ以て、國家社會に奉仕するやうに心掛けねばならぬ。

恩と獨立

世には動もすれば恩を恩とも思はぬもの、或は恩と知りつゝも、明かにこれを認めることを自己の獨立の品位を傷けてもするか、のやうに考へて、強ひて昂然自ら高うするものがある。あさましいことといはねばならぬ。いかに健全な足でも大地を離れては立つことのできぬやうに、いかなる偉人でも、國家社會の恩、衆生の恩を離れては偉功の樹てやうがない。忠實に自己の本務・本分を盡して、この大恩に報い得る人が即ち獨立の人である。功を樹てて而かも自ら功に居らず、たゞ感謝奉仕の念に燃える偉人の態度ほど美しくけだかいものが外にあるであらうか。

我等は、君の恩、親の恩、國恩、師恩を始め我等の上に降り注

諸恩と感謝奉仕の精神



ぐ諸恩の、いかに豊かなるかを思ひ、常に感謝奉仕の精神を  
養ひつゝ、向上の道を進むべきである。

### 第十四課 公共心と公德

自己と家族

假に一家に病人が出来たとしたら、困るのは當人ばかり  
ではなく、家中が心配し、病人が健康を恢復するを見ては家  
中が喜ぶであらう。そして、何人も一家の吉凶は即ち自分  
の吉凶として、家族と悲喜を共にしないものはない。蓋し、  
自分は家族と共に同じ家に屬すると同時に、その同じ家は  
即ち「我が家」であるからである。従つて我等は一方に於て、  
自分を私して我儘勝手な振舞をしてはならず、他方に於て、

一、大正時代  
二、國家有るが故  
三、責任觀念  
四、忠義  
五、孝行  
六、節儉  
七、勤勞  
八、誠實  
九、勇敢  
十、忍耐  
十一、謙遜  
十二、禮儀  
十三、清潔  
十四、整潔  
十五、秩序  
十六、規律  
十七、責任  
十八、誠實  
十九、勇敢  
二十、忍耐

公共心

家の事を我が事として、家族と共に我が家のために盡さね  
ばならぬといふ考を起さずにはゐられない。  
この考を一般社會に推し及ぼして見よ。自分は家族の  
一員たるばかりでない。學校の生徒であり、市町村民であ  
り、府縣民であり、國民であり、その他種々の團體に屬してゐ  
る。自分がこれらの團體に對する關係には種々の相異は  
あるにしても、これらはすべて社會であつて、何人も社會を  
離れて單獨に生活することはできない。個々の人々が、我  
が身を決してたゞ自分のものと思はないと同時に、自分の  
屬する團體の事を我が事のやうに考へることによつて、人  
間は始めて共同の生活を立派に營むことができるのであ



公德と私徳

る。かやうに人々が社會公衆の生命に自己の生命を通はせ、その安寧進歩に對して共同の責任を感じずる心が即ち公共心である。公德は要するに公共心の現れに外ならぬ。しかし、公德と私徳を截然區別することは困難である。蓋し、如何なる徳も個人の良心と人間の共同生活を離れては考へられないからである。我等はたゞ便宜上、父母兄弟親戚師弟朋友等の如き特別の關係あるものに對して行はれる道德を私徳といひ、一般公衆又は社會公共に對する德行を公德と名づけて、これを區別するに過ぎない。

公德心が十分に發揮される社會に於ては、知ると知らぬとに拘らず、すべての人は尊敬され、自分に屬すると否とを

公德と公德に  
反する行爲

問はず、すべての物は大切にされるであらう。従つて、そこに禮儀と秩序と奉仕が現れることは疑ふべくもない。電車や汽車に於て不作法な振舞をしたり、衆人のこみあふ會場に於て我先きにと座席を争つたりするのは、公德心の缺如を示すものである。街路や公衆の出入する場所に紙屑を棄て、痰唾を吐き、公園や社寺の竹木を傷め、公共の建物や路傍の墻壁に樂書するなど、何れも公德に違反するものである。直接に自分の頭にかゝらないから或は自分のものでないからといつて、公共のものを無暗に消費したり汚損したりするのは、惡むべき公德上の罪惡である。いな、自分のものだからといつて恣に濫費をするのも、既に公德に背



公德心と自治

くものといはねばならぬ。公共心又は公德心の缺けた團體に於ては、自治は發達しない。人は自分の屬する團體の事を我が事として考へることに依つて、始めて他人の知る知らぬに拘らず、心からして團體のために盡すことができるからである。人々がそれぞれ自分の屬する家を、我が家と呼び、我が家の幸福を我が幸福とするやうに、それによつて我が學校、我が町村、我が都市、我が府縣、その他苟も自分の屬する團體の榮辱を我が榮辱として、これに共同の責任を感じるやうになれば、そこに公德はおのづから行はれ、團體の自治は期せずして發達するであらう。

公德と都市生活

我が國に於ける公德の發達

一方に於ては、同じ電車に乗りながら誰も彼も見も知らぬ他人ばかりといふのが珍しいことでないかと思へば、他方に於ては、一杯の水を飲むにも市民共同の施設に俟たねばならぬといふのが今日の都市生活の常態であり、總じて文明國家の特徴である。かやうな所で共同の生活が完うされんがためには、市民なり國民なりが、一人々々共同の責任を分擔してゐることに目覺め、公德心を發揮して、分に應じて社會公共のために盡すことが何よりも肝要である。我が國は明治維新以來急速の進歩を遂げ、今や世界の一等國として國際場裡に獨特の光彩を放つてゐることは何人も知るところである。それにも拘らず、動もすれば公德



の發達に於てなほ西洋諸國に及ばぬ點があるといはれるのは、洵に遺憾ではないか。我等は我が國民道德の特色たる一身を輕んじて家國を重んじ、己れに薄くして親戚・故舊に厚き崇高優美な精神を、種々なる社會生活の上に推し及ぼし、大に公德を盛にして、立憲國民としての範を世界に示すの覺悟がなくてはならぬ。

### 第十五課 至誠と慎獨と敬虔

自己を偽るといふのは、いはゞ自分を贗造することである。自分を自分と違つたものに見せかけて他人を欺くことである。人は他人を欺くことができる。或は口でいひ

他人を欺くと

自己欺満

或は風ふうで示すことによつて、體裁を飾り、人前を繕つて、自分に偽りの衣をまとはしめるのは即ち他人を欺くことである。

世に自己欺満といふ語がある。悪いことをして自分で自分に言譯をしたり、自分の暗い影から逃れようとして氣を紛したり、自らわけもなく強がつたり負け惜しみをしたりするのは自己欺満である。自己欺満とは即ち自ら欺くことに外ならぬ。しかし、人は果して眞に自己を欺くことができるであらうか。自己を欺き通すことができるであらうか。人は、他人の眼はぬすむことができても、自分の眼をぬすむことはできない。自分の思ふこと、することは、自



眞實・誠・直  
く明き心

分では見ぬこともできず、逃避することもできず、自分に對しては包むことも、隠すことも、はた掩ふこともできぬ。意識の上に起伏するかすかな一波一浪も、心の中に動くさゝやかな一念の萌も、自分は悉くこれを知つてゐる。人は到底自己を欺くことはできない。

しかしながら心に悪意や邪念の起つたとき、それがありのままの眞實であるからといつて、直ちにこれを行の上に見したら、人は禽獸と選ぶところがなくなるであらう。であるから人は、心に邪心の起るときは明かにこれを悪いと認め、そして自分はこれに従つてはならぬ、自分は善いことをすべきであると自ら自分に誓はねばならぬ。こゝに人

誠と慎獨

の人たる所以の眞實が現れるのである。人前であればこそ飾ることも繕ふこともできるけれども、自らまともに自分に接しては、その間に一偽を容れる餘地もない。かやうに自ら誓つて、たゞ一すぢに善を求める心は、取りも直さず本統の自己に忠實なる心であり、神の心に通ふ誠の心である。直き心といひ明き心といはれるのもすべて同じ心である。道德はこの心からして行はれねばならぬ。

然るに道德はいふまでもなく各人が自分で行ふことであつて、自分の代りに他人に行つて貰ふことはできない。であるから社會に道德の行はれんがためには、道德を行ふ主體たる各人が、それによつて自分を誠にしなければならぬ。



自分を誠にすることは自分の事であり、また自分だけができることである。他人はこれに與あづかることもできず、また他人の知る知らぬは拘るところでない。従つて我等は何を爲し、何を行ふにも、まづ獨を慎まねばならぬ。自分はいついかなる場合に於ても自分につき添つてゐる。常に自分を見つめて自分を監督し得るものは自分の外にはない。そして常に自分を見つめて自分を監督し、偽を去つて誠に歸らしめんとするのが獨を慎む所以である。古人は、故に君子は必ず其の獨を慎むといつた。獨を慎むのは實に百行の流れ出づる源を清める所以である。

獨を慎む心と  
公明なる心

獨を慎むのは他人の知る知らぬに拘らぬのであるから、

慎獨と自敬

自分一人たると人前たると、従つてまた知人の前たると見知らぬ他人の前たるとは問ふところでない。賞められるためでもなく、誹られることを恐れるためでもない。偽らぬ誠を以て友に交ることのできるのも獨を慎むことができ、きるためであり、獨を慎むことができ、始めて何人も人知れず公德を行ふことができる。それ故に獨を慎む心は天下萬人に對して公明なる心である。

しかし、見る人もなく、知る人もなく、善いことをしても賞められる望みもなく、悪いことをしても誹られる恐れもなく、しかも誘惑のさゝやきが我等の心に忍び寄るときに、我等を護つて獨を慎ましめるもの、眞の自己に忠實ならしめ



るもの即ち誠ならしめるものは何であらうか。それは我が良心の聲に跪く心であり、眞の自己を敬ふ心である。悪いことをして自分を汚してはならぬと思ふのは、取りも直さず眞の自己を敬ひ、その權威に額づく心ではないか。至誠の心には必ず敬ふ心が宿つてゐなければならぬ。神の心に通ふ誠の心はやがて神を敬ふ心でなければならぬ。この敬の心が誠の心に滲みわたるときに慎獨の意義は完うされたものといへるであらう。

自ら眞の自己を敬ふ心はやがて他人の人格を敬ふ心であり、すべての尊いものを敬ふ心であり、天地神明に對する敬虔の心である。敬神・崇祖の心である。

### 第十六課 祖先崇敬

祖先崇敬と孝

祖先の志を成せ

祖先崇敬とは父母に對する道を、父母の父母、またその父母と次第に溯つて祖先に推し及ぼすことであつて、つまり祖先に對する孝である。

父母が我等に望むところは、我等が健かに成長し、身を立て、家を興し、立派な人となつて榮えゆくことである。祖父が父母に望み、重ねて我等に望むところも、全祖先が代々相繼いでその子孫に望むところも、亦父母が我等に望むところを出でない。それ故に我等が我が身を大切に、學業を勵み、知徳を磨いて、國家・社會に貢獻し、また我等の子孫の



感謝・景仰の至情

ために盡すのは、父母を始めとして、祖先の望みを充たし、その志を成す所以であつて、我等子孫たるものの當然履むべき道である。

しかし、たゞそれだけでは父母・祖先に對する道が完うされたとはいへない。こゝで、何よりも大切なのは父母・祖先を心からして敬仰し、その限りなき恩恵に對して感謝奉仕の誠を盡すことである。父母の有り難きは更めていふまでもない。かつて父母の養育に骨身を碎き、今や更に父母と共に我等を愛撫し、たゞ一筋に我等の將來にこの世の望みをかけ、我が身につもる老を忘れて、我等のために朝夕何くれとなく心を配る祖父母の慈愛をかみしめて見よ。そ

祖先崇敬の二方面

して、かやうに父母より祖父母へ、祖父母より曾祖父母へと次第に恩愛の流れを溯つて見よ。我等は全身、たゞ父母を始めとして、祖先累代の限りなき惠澤のうちに浸されてゐることを感ぜずにはゐられない。祖先は實に我等の體の根幹たるばかりでなく、又我等の魂の本源である。我等が父母に事へると同様に心からして祖父母に事へ、力を竭してその老後を慰さめ、また既に世になき祖先に對しては、或は墓參に、或は祭祀に、或は朝夕の禮拜に、追慕景仰の至情を捧げるのは洵に當然のことといはねばならぬ。

それ故に祖先崇敬には二つの方向がある。一は身を立て家を興し、國家社會に貢獻して子孫のために盡すことで



あり、一は我等をして今日あり將來あらしめる本源に溯り、祖先に對して心からの感謝敬慕の至情を捧げることである。一は將來に向ひ、一は過去に向つてゐる。しかし過去を顧みるのは將來の方向を定める所以であり、將來に向ふのは過去を伸展せしめる所以である。祖先に捧げられる感謝敬慕の誠は内に動き、身を立て家を興し、國家後世に貢獻する行は外に現る。過去と將來と相呼應し、内と外と相俟つて、始めて祖先に對する道は全うされるものといはねばならぬ。そして、これやがて孝の本來の姿である。父母に對する道は一路坦々、上つては祖先に達し、下つては子孫に通ずるのである。

人間の縦の關係と横の關係

世には動もすれば、人間の關係は現に生存しつゝある人間の間に成立する横の關係につきるかのやうに思ふものがある。しかし、いふまでもなく人類は決して現在地球の表面に横に擴がつてゐるばかりでなく、過去より未來に互つて存續し發展するのであつて、この縦の關係を離れては横の關係は考へられない。存續發展の方面から見るときは、人間の關係は即ち祖先と子孫との關係であつて、これを直接に現すものは親と子との關係に外ならぬ。祖先と子孫とを結ぶものは親と子であるからである。それ故に孝道従つて祖先崇敬は、人類の永遠の存續發展の道を示すものといはねばならぬ。



我が國の家

我が國に於て家の重んぜられるのは、即ち祖先の崇敬せられる所以である。我が國の家は決してたゞ現在一家内に生活しつゝある人員を包括するに止まらず、同時に祖・子・孫の縦の關係を現し、目に見えぬ祖先も、まだ見ぬ子孫も暗裡にその内に含まれてゐるのである。これ實に我が國の家の特色である。

我が皇室と敬神崇祖

我が皇室が常に皇祖皇宗を尊崇し、我等臣民に敬神崇祖の範を垂れさせたまふことは洵に畏き極みである。神武天皇は靈時を鳥見山に立て、皇祖天神を祭つて大孝を申べさせられ、御歴代の天皇も皇祖皇宗の祭祀の禮を厚うせられ、國家の大事は必ずこれを伊勢の神宮に奉告せさせたま

祖先崇敬と我が國民道德

うたことは今日と異なるところはない。我が國に於ては、御歴代の天皇が皇祖皇宗を尊崇し、その御遺訓を紹述して大孝を申べさせたまふのは、國家を統治して君主としての天職を全うせさせたまふ所以であり、また永遠に皇子孫のために盡させたまふ所以、即ち寶祚の天壤と共に窮りなく隆えます所以である。我等臣民に於ても、祖先を崇敬し、その遺志を發展して孝道を完うすることに於て、同時に君國に對し子孫に對する道が完うせられるのである。これ實に我が國の輝かしい歴史の然らしめるところである。

祖先崇敬は實に一系萬世を貫いて皇統の不易なる我が國體の本質を現し、従つて我が獨特なる國民道德の根柢に



横はるところの大道である。蓋し、皇祖の建國の大理想は、無窮を貫いて不斷に實現せられるを要し、そして永遠の存續・發展に依つてこれが實現に努力するのは、日本國民の神聖なる本務であるからである。

### 第十七課 世界平和と愛國心

郷土

「故郷忘じ難し。」まことにその通りである。「ふるさと」といふ言葉そのものに、既に一種の柔かい懐しい響がある。人は曾遊の地ですらも懐しく思ふではないか。まして故郷は我が父母のまします所、我が弟妹の我れを待つ所、我が家のある所、我が學校のある所である。いな、かつて野も森

愛郷心

もわれを招き、山も川もわれを迎へ、木も石も雲も風も、空の星も、落日の光も我が幼き魂と睦み合つた所である。自分が生まれて育つて、大きくなつて、更に大きく立派な人とならんとして志を立てた所である。どうして我等は故郷を忘れることができよう。都會と田舎とはその間に著しい相異があるにしても、苟もそれが故郷たる限り、都會は都會、田舎は田舎、それ〴〵に懐しい思ひ出の種となるものに充ち満ちてゐる。

しかし、故郷を懐しく思ふものは單に故郷を思ひ浮べるに止まらない。眞に故郷を懐しく思ふ心は、いはゞ子が母を慕ふ心である。あこがれの心である。あこがれの心に



愛郷心は愛國  
心によつて完  
うされる

は敬と愛がやどつてゐる。故郷は體のふるさとたるばかりでなく、同時に魂のふるさとである。我等の故郷は——我等の父祖は我等の體を育てたばかりでなく、我等の魂をはぐくみ、これに永へに發展すべき理想の種を播いたのである。人はその敬愛するものに心からして奉仕する。我等が我等の祖先に敬愛を捧げ、従つて故郷に奉仕するのは、人生本來の面目を發揮する所以である。然らば故郷とは何處を指すのであるか。自分の生まれた村か里か。さうである。郡か縣か。それも故郷たるを失はぬ。しかし愛郷心は愛國心に於て高められ、深められ、愛國心によつてその意義を完うされる。我等日本人にし

て外國に旅するものが、日夜思ひを駛する所は我が日本の國である。身は天涯萬里の異域にあつて、夢の飛ぶ所は我が日本の國である。旅で、旅する身の、今度こそは日本にゆく船に乗るのだといふ時ほど嬉しいことはない。海路遙に祖國の山々を望むとき、碇がいよ／＼日本の港におろされるとき、誰でも嬉しさ餘つて、たゞ默然として襟を正すであらう。

平素家國の恩に馴れて、動もすれば不平・不満に流れ勝ちなものでも、一度び外國に旅するに<sup>あた</sup>て、始めて廣い世界に於て生を我が日本に享けたことの如何に有り難いかを、しみ／＼と感じさせられるに相違ない。我等が愛慕する

國士



我が郷里や我が家は、我が日本の國によつてはぐくみ育てられるのであつて、決してたゞ地域上日本の國內にあるといふだけではない。我等の貴き國語、我等の美しき風習、我等の法律、道德、趣味、信念、いな我等の全生命、全精神は、我が國家によつて護られつゝ、我が國土と共に發達して來たのである。まして連綿として萬世一系の皇統を戴き、億兆心を一にし、世々相繼いで今日の偉大を成した萬邦無比の國體を有する我が日本帝國ではないか。我等がこの國土に滿腔の至誠と愛敬の至情とを捧げるのは眞に當然のことといはねばならぬ。

愛國と世界平和

愛國心を以て世界の平和を害するもののやうに考へる

國際親善と愛國心  
戦争と平和

のは、未だ眞に愛國心の何たるかを解しないものである。親が子を正しく立派に育てるために千辛萬苦を厭はないのは、心からして我が子を大切にし、我が子を愛するからではないか。そして眞に我が子を大切にし、我が子を愛する親にして、始めて他人の親心を思ひやり、他人の子までも大切にすることができないではないか。自ら愛し、自ら重んずることは、決して他を排斥し、他を蔑視することではない。國家の場合に於てもまたさうである。各國民がそれぞれ我が國家を愛し、各自の特色を發揮しつゝ、他の國家又は國民の特色を尊重することによつてのみ國際間の親善と協力とを促進し、世界の平和に貢獻することができるので



我等日本國民  
の使命

ある。もとより個人の場合に於て正當防衛が是認されるやうにいかなる國民も自國の獨立と發展が不當に侵害されるときは已むを得ざる最後の自衛手段として武力に訴へることの正當なる場合もある。國家の危急に臨んで、苟も愛國の至誠を藏する國民が戈を執つて立つのは自然にしてまた當然のことといはねばならぬ。しかし、さればといつて愛國心を直ちに世界平和の敵の如くに思ふのは謬見である。眞の平和は正義公道の上に立てられねばならぬ。従つて眞の世界平和を齎らさんがために不義無道を膺懲するのは聖戰である。我が日本の獨特の文化を育てゆ

く神聖なる任務を擔ひ得るものは、いふまでもなく日本國民でなければならぬ、眞に日本の國家を敬愛する我等日本國民でなければならぬ。そして眞に我が國家の崇高なる使命を自覺し、我が國家を敬愛することによつて、我等國民はます／＼他の國家を尊重し、世界を正義と平和に導くべく貢獻することができらるであらう。

我等は常に我が「日出づる國」の尊き使命を自覺し、一步また一步この使命を成就することによつて、世界人類の前途に一道の光明を投ずるやうに努力しなければならぬ。これ即ち眞に我が國を愛する所以である。



中學修身書 卷三終

中學修身書

昭和十二年十一月十八日印刷  
昭和十二年十一月二十二日發行  
昭和十三年三月十三日訂正再版印刷  
昭和十三年三月十八日訂正再版發行

卷數	定價
一	金四十錢
二・三・四	各金四十五錢
五	金五十錢

著者

大島直治

發行者

東京市澁谷區千駄谷四丁目七百二十番地  
合資會社 育英書院



印刷者

東京市神田區錦町三丁目十一番地  
白井赫太郎

發行所

東京市澁谷區千駄谷四丁目  
七四二番 振替口座(東京)

育英書院

發賣所

東京市神田區駿河臺三丁目  
二八〇九番 振替口座(東京)

目黒書店



